

○日本医科大学大学院研究生規則

(平成3年10月1日規則第3号)

改正

(目的)

第1条 この規則は、日本医科大学大学院学則(以下「本大学院学則」という。)第44条第2項の規定に基づき、日本医科大学大学院研究生(以下「研究生」という。)に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において研究生とは、本大学院学則第9条に規定する各分野に所属し、医学に関する高度な理論及び技術の研究に従事する者をいう。

(入学の資格)

第3条 研究生として入学することのできる者は、本大学院学則第23条に規定する者とする。

2 既に博士(医学)の学位を取得している者については、特別研究生とし、その細則は別に定める。

(研究生の区分)

第4条 研究生の区分は、全日制及び定時制とする。

(入学の時期)

第5条 入学の時期は、毎年4月初めを原則とする。

(入学志願の手続)

第6条 研究生を志願する者は、次の書類を添えて願出しなければならない。

(1) 入学願書(所定の様式による。) 1通

(2) 履歴書 1通

(3) 主たる最終学校卒業証明書及び調査書 各1通

(ただし、本学卒業生は不要)

(4) 第11条各号に該当する者は、それぞれの長の証明書 1通

(ただし、本大学院中退者は不要)

(入学者の選考)

第7条 入学者の選考は、各分野の大学院教授の推薦に基づき、学長が合否を決定する。

(入学の手続及び許可)

第8条 入学の選考に合格した者は、指定の期日までに、誓約書、身元保証書その他所定の書類を提出するとともに、第15条に定める入学金及び研究・授業料(以下「授業料」という。)を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(学位論文の提出)

第9条 研究生として次条に定める在籍年限を超え、かつ、優秀な研究成績をあげた者は、本学に論文を提出して学位を申請することができる。

(学位論文提出のための在籍年限)

第10条 研究生で、本学に論文を提出し、学位を申請することのできる在籍年限は、基礎医学においては5年以上、臨床医学においては6年以上とする。

(在籍年限の短縮)

第11条 前条に基づき、学位を申請しようとする者で、次の研究歴を有する者は、その期間に応じて、前条に定める在籍年限のうち、基礎医学においては2年、臨床医学においては3年を限度として短縮することができる。

(1) 医学、歯学又は獣医学の大学(学部)の専任教員として研究に従事した期間

(2) 医学、歯学又は獣医学の大学院研究科を中退した者で、その研究科に在学した期間

(3) 本学で認めた権威ある研究施設において、専任職員として研究に従事した期間

(4) 本学が前各号と同等以上と認める方法により研究に従事した期間

(修了)

第12条 本学に学位論文を提出し、学位を授与された者は、研究生を修了したものとす

る。

2 学位を取得した後も引き続き在籍を希望する者については、第3条第2項による。

(退籍)

第13条 退籍しようとする者は、その理由を具し、願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第14条 次の各号の一に該当する者は、審議の上、除籍する。

(1) 研究成果の見込みがないと認められた者

(2) 授業料を納付しない者

(3) 1年以上行方不明の者

(4) 死亡が確認された者

(入学金及び授業料)

第15条 入学金は2万円、授業料は全日制年額3万円、定時制年額20万円とする。ただし、研究生の状況により授業料を免除することがある。

2 授業料は、毎年4月30日までに納付しなければならない。

3 年度の中途において入学、退籍する研究生の授業料は、次条に定める期別にしたが、所定の授業料の半額とする。

4 既納の授業料は、如何なる理由があっても返還しない。

(授業料の分納)

第 16 条 授業料を分納する場合には、次の 2 期に分納しなければならない。

期別	期間	分納金額		納付期間
		全日制	定時制	
前期	自 4 月 1 日 至 9 月 30 日	15,000 円	100,000 円	自 4 月 1 日 至 4 月 30 日
後期	自 10 月 1 日 至翌年 3 月 31 日	15,000 円	100,000 円	自 10 月 1 日 至 10 月 31 日

(外国人留学生)

第 17 条 外国人留学生については、別に定めるもののほか、本大学院学則及びこの規則を適用する。

(懲戒)

第 18 条 研究生としてその本分にもとる行いがあると認めた場合には、本大学院学則第 48 条の規定を準用し懲戒に処する。

(改廃)

第 19 条 この規則の改廃は、学長を経て、理事会の承認を必要とする。

付 則

- 1 この規則は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 日本医科大学研究生規程(昭和 35 年 9 月 1 日施行)は、これを廃止する。

附 則

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(様式)

研究生入学願書

[別紙参照]

(様式)

研究生推薦書

様式

[別紙参照]

(様式)

研究生の研究・授業料免除願

[別紙参照]